

別記第1号様式 (高等学校受検者用)

高等学校入学考査料減免申請書	
出願者	ふりがな 氏名
	受検校 高等学校 全日制 (いずれかを○で囲む) 定時制 ○で囲む
減免申請額	全日制 2,200円 ・ 定時制 950円 (いずれかを○で囲む)
申請理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 市町村民税減免承認の証明書 <input type="checkbox"/> その他
<p>上記の記載に相違ありませんので、入学考査料を減免して下さるようお願いいたします。</p> <p>令和 年 月 日 志願者氏名</p> <p>保護者氏名</p> <p>新潟県立 高等学校長様</p>	
<p>令和 年 月 日 上記の事実と相違ありません。 学校長</p>	
減免の決定	承認 ・ 不承認
備考	

(注意) 「受検校」欄及び「減免申請額」欄は、いずれか該当を○で囲む。

高等学校入学考査料減免審査結果通知書	
出願者氏名	
減免申請額	全日制 2,200円 ・ 定時制 950円 (いずれかを○で囲む)
減免の決定	承認 ・ 不承認
<p>令和 年 月 日付けで申請のあった入学考査料減免について、上記のとおり決定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>学校長</p>	
備考	

(注意事項)

- ・申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。
- ・減免が承認された場合は、納付いただいた入学考査料を還付します。

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、新潟県を被告(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県知事となります。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第1号様式の2 (中等教育学校受検者用)

中等教育学校入学考査料減免申請書	
出願者	ふりがな 氏名
	受検校 中等教育学校
減免申請額	2, 200円
申請理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 市町村民税減免承認の証明書 <input type="checkbox"/> その他
<p>上記の記載に相違ありませんので、入学考査料を減免して下さるようお願いいたします。</p> <p>令和 年 月 日 志願者氏名</p> <p>保護者氏名</p> <p>新潟県立 中等教育学校長様</p>	
<p>令和 年 月 日 上記の事実相違ありません。 小学校長</p>	
減免の決定	承認 ・ 不承認
備考	

中等教育学校入学考査料減免審査結果通知書	
出願者氏名	
減免申請額	2, 200円
減免の決定	承認 ・ 不承認
<p>令和 年 月 日付けで申請のあった入学考査料減免について、上記のとおり決定する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>学校長</p>	
備考	

(注意事項)

- ・申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。
- ・減免が承認された場合は、納付いただいた入学考査料を還付します。

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、新潟県を被告(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県知事となります。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。